



Pachinko Chain Store Association

# 第66回PCSA公開経営勉強会 発言録

## 「PCSA パチンコホール法律ハンドブック 2018」 事例解説と出版により明確になった 業界課題と解決の方向性」

ファシリテーター： 藤田 宏 様  
株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所 代表取締役社長

パネラー： 弁護士 三堀 清 様 三堀法律事務所 所長  
荒田 政雄 法律問題研究部会 リーダー  
生島 靖也 法律問題研究部会 部員  
佐久間 仁 法律問題研究部会 部員

開催日：平成30年11月15日（木）  
時 間：午後3時30分～5時45分  
会 場：TKPガーデンシティ プレミアム神保町  
3階「プレミアム ボールルーム」

## <ファシリテーター プロフィール>

### 藤田 宏 様 (ふじた ひろし)

株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所 代表取締役社長  
PCSA 調査研究・経営分野アドバイザー

#### 生年月日

1964年2月16日

#### ご略歴

大学卒業後、経営コンサルティング企業に入社。

コンピュータシステムの設計構築、海外事業展開企画、プロモーション戦略立案などに従事。

1992年エンタテインメントビジネス総合研究所、設立とともに入社。

1998年より代表取締役。社内教育・人事制度、マーケティング業務、コンピュータシステムの企画・設計、経営計画立案、実施などのコンサルティング業務に従事。

早稲田大学アミューズメント総合研究所 カジノ産業研究会理事。

#### 会社事業内容

エンタテインメントビジネス総合研究所は、1992年の設立以来、パチンコ業界に特化したシンクタンクとして、調査研究、コンサルティング、教育研修、出版を行っています。

#### 調査研究

「パチンコ・パチスロプレイヤー調査」「パチンコ景気動向指数（DI）調査」を定期的実施。

#### コンサルティング

遊技機メーカー、パチンコ店経営企業へのコンサルティング。

#### 教育研修

パチンコ店の管理者向けに「パチンコ店舗管理者実務能力検定試験（P能検）」、スタッフ向けに「マイスター認定試験」の試験を実施。その他、研修、講演を実施。

#### 出版

「駅別乗降者数総覧」「ホールスタッフ仕事始め読本」「☆輝く女性へ 身だしなみハンドブック」「よくわかる店長のための風適法入門」「よくわかる店長のための計数管理入門」等の書籍出版。

.....

.....

.....

.....

.....

## <パネラー プロフィール>

弁護士 **三堀 清** 様 (みほり きよし)

三堀法律事務所 所長

PCSA 法律分野アドバイザー

### 略歴

昭和 32 年 神奈川県生まれ  
早稲田大学法学部卒  
司法修習終了後  
昭和 63 年 弁護士登録 (第二東京弁護士会) し、  
大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て  
平成 8 年 早稲田大学大学院修士課程終了  
平成 9 年 三堀法律事務所開設  
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

**荒田 政雄** 法律問題研究部会 リーダー (あらた まさお)

夢コーポレーション株式会社 常勤監査役

**生島 靖也** 法律問題研究部会 部員 (おじま せいや)

株式会社ダイナム 法務リスク管理部 法務担当

**佐久間 仁** 法律問題研究部会 部員 (さくま ひとし)

株式会社ニラク 法務部 部長代理

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## ＜第1部＞ 「パチンコホール法律ハンドブック 2018」 作成の目的と反響

藤田：こんにちは。今日は「パチンコ法律ハンドブック」という新しい、非常にためになる本が出ましたので、これをいかに使っていかるところと共に、これは単に法律の解釈が色々書いてあるというだけでなく、もっと色々奥に秘めたものが作った人達にありました。私が今回、作ったメンバーの方達と事前の打ち合わせをさせていた時に、こんな熱い思いがあったんだ、というのを知る機会がありました。これはこの業界の発展のためか、10年20年先を考えた時には、是非このような思いを共有すべきだと思い、今回こういう席に座らせていただいております。では、今日のパネラーの方の自己紹介をまずはしていただきたいと思います。三堀先生からよろしいでしょうか？

三堀：皆様こんにちは。弁護士の三堀と申します。本日は「パチンコホール法律ハンドブック 2018」の監修者という事でこちらに登壇させていただいております。基本的には、実質的に執筆されたのは生島さんを中心としたメンバーでございまして、それを私は僭越ながら監修という立場で関与させていただいたわけですが、ホールの経営者でもない、あるいはホール関連の企業の関係者のない、弁護士というある種独立した立場での見解なりをお伝えするのが今日の私の役割だと心得ております。よろしく申し上げます。

藤田：よろしくお願ひいたします。次は荒田リーダーよろしくお願ひいたします。

荒田：はじめまして、法律問題研究会のリーダーを務めております荒田です。本日はハンドブックのテーマですが、前回の勉強会は、概要説明と一部事例の内容でしたが、今回はもう少し厚く、実践書に近い形でもしくは三堀先生の意見を踏まえながら、今回のハンドブックのあり方について皆さんと共有していきたいと思ひます。少し時間は長くなると思ひますが、本日は宜しくお願ひ致します。

藤田：よろしくお願ひいたします。生島さんよろしくお願ひいたします。

生島：はじめまして、PCSA 法律問題研究会部員の生島と申します。私は事例解説の話と、ハンドブック作成の目的的部分、後その課題の部分に関して皆様と共有させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

藤田：よろしくお願ひいたします。最後に佐久間さんよろしくお願ひいたします。

佐久間：皆さんこんにちは。法律問題研究会の部会員であります株式会社ニラクの佐久間と申します。私はこのハンドブックを執筆したという訳では無く、多少の意見と誤字脱字のチェックといったようなことで関わってまいりました。今日は現場からの悩みであるとか、そういったこと、執筆の過程で議論していたことなどをお伝えできればと考えて参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。

藤田：よろしくお願ひいたします。冒頭にも説明がありましたが、今回約2時間。結構長丁場となっております。全体の構成としましては三部構成。第一部は「パチンコホール法律ハンドブック 2018 の作成の目的と反響」。第二部としましては「事例解説と業界が抱える課題」。そして第三部として「業界が抱える課題と解決の方向性」というこの三部構成で行ってきます。途中15分の休憩を挟ませていただきます。早速、中身に入っていきます。第一部、このハンドブックの作成の目的と反響というところで、まず目的が二つあります。この二つの目的について、生島さんから、またそれに絡めて改訂の経緯等々をご説明お願ひいたします。

生島：それではまず最初に第一部ということで、パチンコホール法律ハンドブック 2018 の作成の目的の部分からお話をさせていただきたいと思ひます。ハンドブックを作った目的としては非常に大きいポイントになるんですが、このパチンコ営業を取り巻く、この業界を取り巻くルール、特に法律の部分ですね、この部分を学ぶ学びやすくするために作成したというのはひとつ大きなポイントでございます。で、このパチンコ営業を取り巻く法律、ルールを学ぶにあたってちょっと特徴的なハードルがございます。その一つ代表的なものが、複雑な法体系。このパチンコ営業に関わる法律、法体系が複雑であるということがひとつ大きな特徴でございます。パチンコ規制している風営法は、根拠法令の風営法以外にも政令、規則、運用基準、各都道府県の条例、あと公安委員会の内規だとか通達等がございます。そういった様々なものに分派しているという所は、学びにくい特徴でございます。もう一つは異なる様々な業種をパチンコ営業のみならず、それ以外の様々な業種を一つの法律で規制しているということも非常に学びにくい原因の一つになっています。後は法律以外にも、業界を取り巻く自主規制というような形でのルールというものも数多く存在

しておりまして、そういったところを総合的に見た結果として、複雑なルールが学びにくいという特徴がございます。

風営法の構成図をもう少し細かく説明させていただきます。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律という基本的な方針だとか考え方が定められている中で、それに連なるような形で風営法に関する法律の施行令、風営法に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、さらに風営法に関する施行規則、あとは遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、あと風営法に関する解釈運用基準というものが連なっている中で、後は最後に各都道府県ごとに風営法に関する施行条例というものがございます。上から説明させていただきますと、風営法の法律の部分は基本的な方針だとか考え方について定められているものです。それに連なる施行令に関しては騒音だとか振動規制、後は営業できる地域の時間だとか申請手数料など、様々な事項が定められています。内閣府令に関しては、申請書類の各書式についての定めがございます。施行規則は風営法全般について前より詳細な基準が定められています。検定に関する規則は遊技機に関する手続きについて様々な定めが記載されています。最後に解釈運用基準はその上記法令等に関してのより詳細な記述だとか細くされているということです。都道府県条例は各地域ごとの営業時間だとか、そういったものを定めることができる事柄について書かれているというものです。

レジュメの表の横の所に遊技機と賞品というキーワードが入っているんですが、例えば昨今話題に上る、規則改正とかでも話に出ている遊技機に関連するものとか、あと賞品に関連するものも、実はその一箇所に書かれているわけではありません。例えば遊技機に関しては、元々の風適法の法律の部分、あと施行規則の部分、あと検定等に関する規則、解釈運用基準。遊技機の話だけでもこの4つの所に様々なものが書かれていると。賞品に関するものに関しても、法律、施行規則、解釈運用基準、あとは各都道府県の条例ということで、何かその一つのキーワードの事柄を学ぶだけでも、様々なところに様々な表現で散らかっていると言うか、別れているというところは非常に分かりにくくなっているひとつの理由でございます。

あともう一つの特徴としては、風営法規制業種一覧ということで、この風営法全体として規制しているもの、業種としては大きくは4つございます。一つは風俗営業所、その中の遊技場営業の4号営業の中の一つがパチンコ店です。あと2つ目は特定遊興飲食店営業。3つ目は性風俗関連特殊営業、4つ目は深夜における酒類提供飲食店営業ってということで、これだけ様々な業種を一つの法律で規制しているということも、条文だとか法律の中身自体が非常に学びにくい、分かりにくくなっているという特徴でございます。

後はその法律の中で書かれている表現が、非常に抽象的で曖昧というようなところもございます。例えば風営法の立法目的ですね、主旨の部分ではどういったものを守るためにこの法律があるのかっていう事に関しても、善良な風俗だとか正常な風俗環境を守るといった表現があるんですが、そこら辺もどういったものなのかってというのが、なかなかつかみどころがない部分もあると。あとはよく行政処分だとかに連なる表現でよく出てくるのが「著しく射幸心をそそる行為」。パチンコ屋は射幸性がある営業ということで許可が認められていますが、ただそれが著しくなった時にダメですよと。その著しいとは何ですかと、いうところもなかなか非常に分かりづらいというところがあるので、そういったところを含めて学んだりとか理解するところが難解であるという特徴がございます。

そういった、学ぶのが難解な法令だとかルールを以下の観点で整理することで学びやすくするという目的で作りました。一つはパチンコホールがから見た内容。様々な業種の事が一つの法令で書かれているんですが、その中からでもパチンコに関連する関連項目だとか記述ってものを抜き出して再構成したというところがひとつございます。あとは営業開始前から営業開始後、営業終了時までのそれぞれに、時系列というか流れの中で関わる規制ってものを紹介したということも一つハンドブックの大きな特徴です。後は基礎的な解説に加えて具体的な事例なども多数加えたということも非常に大きなハンドブックの特徴でございます。そういった学びやすいような形で必要なものを抽出して、時系列で並べ、かつ具体的な事例を加えることによって、この難解なパチンコ営業を取り巻くルールというものを学びやすくすると、そういった目的で作ったというところがひとつ大きなポイントでございます。

もう一つの目的の部分でございます。ただ単純に学びやすくする、学べるだけにするっていうことがゴールではなくて、ルールをしっかり学ぶことによって、ホール企業と業界の将来の方向性を検討するための、有効なツールとして作成

したというところも非常に一つ大きな目的でございます。①に書いてありますがホール企業を取り巻く様々な課題について、法律との正しい関係性、どこにどのような定めだとか記述があるのかというものをしっかり学んで、まずはその業界内でしっかり正しく議論できるように、正しい共通認識を持つと。2 つ目はそのホール企業を取り巻く様々な課題について、問題点を整理してより具体的にした上で、ホール企業と業界の将来の方向性を検討して、遊技業界内外にはいろんな形で提案できるような基本材料としてくためのツールとして有効的に使っていきたいということもハンドブックを作成した大きな目的でございます。以上です。

藤田：ありがとうございます。今の特に 2 つ目の目的は私も面白いなと思いました。今回こういう機会がなければ、ここは見落としていたところかなと思うんですけども、実は弊社もこの業界に関する法律をわかりやすく解説するという本を出していても、このようなもう少し高所な立場から、どう業界を捉えて、どう解決していくか、とこのようなアプローチはなかなか取れているものがなかった。他団体、あるいは専門的な本も出ていますが、中々こういうのは無かったという事でも非常に有意かなと思います。今後、この先として立法、色々なところをお願いしていくためにもこの業界の事を分かりやすくするという事も非常に大事な作業なのかなと思います。本当はここをもうちょっとゆっくり皆さんにも検討していただきたいところなんですけども後ろがパンパンなので、ここはこれで終わらせていただきまして、このハンドブックが出て 2 千数百冊、すでに見ていただいている中で、色々な反響、意見、要望があったかと思いますが、どんなものがあつたか代表的なものを取り上げていただければと思います。

荒田：自分の方はハンドブックも反響のご説明をします。今、藤田さんからあつたんですが、市場にはこのハンドブックが 2 千 300 くらい、出回っています。その中で、数字的なご紹介をしたいんですが、今回、非会員の購入が 142 社、平均的にはほぼ 4 冊、550 冊くらい、購入されているということです。自分で言うのはなんですが、比較的会員以外の反応がある。これはまだ結果ではなくて途中経過です。その途中経過の中で店舗もしくは営業から、もしくはそれに関係する反響の前に、ちょっと報告しておきます。まず行政ですね、行政に関しては某県警本部から一件指摘がありました。指摘内容はすでに訂正文もしくはホームページ上で認識している人はいると思うんですが、「保護対象施設」という名称、それが「保全対象施設」になっています。これ 2 年前に法律用語が変わったことですね。それを見落としているという部分と、その誤記に対するアドバイスを 1 件いただいています。それと、前回 8 月 23 日に発刊をして概要説明をしましたが、その翌日に警察庁生活安全局保安課長補佐と面談をして、このハンドブックを持参して行きました。その際に二つほど目的を持って行なっています。まずひとつは、このパチンコホールハンドブックの目的、制作概要の説明をしております。それを認識していただきました。その中で一つお願いしております。この内容を踏まえて、ものによってはこれはどうだろうとか、これって違っているんじゃないか、という意見がありましたら是非ともアドバイスくださいってことお願いしております。その部分を踏まえて今現在まだ来ておりませんので、これも楽しみ今待っている状況です。

それとは別に、実際に営業、店舗、会社等からいくつか挙がっております。まず、反響というより意見とか要望ですね。まず 1 点目が業界の自主規制をもっと知りたい。今回、自主規制が少なかったかなという反省があります。もう一つが法令の解説をもっと詳しくしてほしいという要望ですね。3 点目が風営法以外の関連法令、もしくはこれはよく店舗でも使ってますが、建築基準法とか消防法などについても、場合によってはポイント解説もしくは追加していただきたいという内容だと思います。4 点目が具体事例、これは事例を、今回 164 事例を挙げていますが、まだまだ欲しい、というような要望があつたようです。ひとつは比較的県単位で内容が変わる可能性があるんですが、書式は変わらないのですが各種申請書の作成、もしくはそれらを掲載する記載するサンプルなんかも欲しい、というようなところ。6 点目が資料編の各ページにタイトルを掲載していただければ見る上ですごく利便性がある。そういった要望です。7 点目ですね、単語索引追加。これもある程度ですねキーワードを含めて、比較的スピーディーに見にいける手段として便利な機能が欲しい。8 点目が遊技場の組合の発信ですね。これが比較的重要なものが結構あります。その重要なものをピックアップして資料編に追加してほしいというイメージではないかと思います。9 点目がルール。ルールは本来は法律ですが、自主規制はルールになるわけです。それを変えるタイミングを含めて、方法みたいなものもあればいいんじゃないかと。それと業界全体が比較的複雑になっておりますが、それを俯瞰できるよ

なイラストとか体系みたいのがあって、なおかつ業界に関連する政治的な発言、国会議員の主意書も含めて解説が欲しいという内容がありました。先ほども申し上げましたが、この要望、意見についてはまだまだ途中経過です。

ちょっとお時間でもらって申し訳ないですが、今回の資料の最後にアンケート用紙が入っております。そして 1 番下にこう書かれています。「法律ハンドブック 2018 に関する質問等はいつでも受け付けております。ご意見、ご要望を」という形になっています。ここに QR コードがありますので、これらをもっと追加、もしくは補完できれば、今後の法律問題研究部会のいい勉強になってきますので、ご協力のお願いも含めてハンドブックの反響等の報告にさせていただきます。

## ＜第 2 部＞ 「パチンコホール法律ハンドブック 2018」の事例解説と業界が抱える課題

藤田：ありがとうございます。良かったよという意見もたくさん来ているようですが、こども時間とスペースの関係でその辺りは割愛させていただきますが、改めてこの本見ていただいて、ここはよかったよ、あるいはここをこう変えてほしい、というのがあれば、簡単にスマホから意見が出せるようになっておりますので、皆様、あるいは皆様の部下の方たちに見ていただいて沢山のご意見を頂きたいと思えます。ちょっと足早なんですけど二部の方に移らせていただきます。今日前に映しておりますパワーポイントの情報は、基本的に皆様のお手元にある資料の中にあります。文字が小さすぎで見えにくい部分がありますのでページ構成は少し変わっておりますが、全く同じものは皆様の手元にあります。では、第二部なんですけど、事例の解説と業界が抱える課題という中身に入らせていただきます。個別の事例が沢山出ておりますが、この課題をまず 8 つの分野にまとめております。皆様のお手元のページで言いますと 19 ページの下段に 8 つの分野が出ております。この 8 つの分野ごとで事例をまとめておりますが、8 つの分野について生島さんに体系を説明いただきます。

生島：それではご説明させていただきます。164 の事例をまとめさせていただいたり、法令の基礎的な解説をまとめていく中で、大きく分類としては 8 つの項目に分かれるような形になってきました。その 8 つの分野というのがどういったものなのかを説明させていただいて、その後、事例解説の方へ入ってから課題の話ということをご説明させていただきます。まずその 8 つの分野の 1 つ目です。「営業方法に関すること」という分類がひとつできました。入場方法だとか、営業の様々な企画だとかっていうものを実施する際に、法律の規制との関係の中で、固まって課題として見てきたものがあります、というのが 1 つ目でございます。2 つ目は「構造設備の基準に関すること」。風営法の中では、こういった設備にしてはいけませんよ、もしくはこういった設備をしなさいというような、設備に関する基準に関しても、ひとつ課題が見えてきました。3 つ目はそういった構造設備の変更ですね、変更する際の考え方とか手続きに関しての課題も見えてきている。4 つ目は遊技機の流通に関することです。遊技機が業界、市場の中で動いてく中の手続きだとか考え方に関して検討課題があるだろうと。5 つ目としては遊技機の性能に関すること。検定制度、認定制度だとかも含めて遊技機の性能を担保するのは風営法上、非常に重要な要素であります、そういった中からも大きな課題が出てきているだろうと。6 つ目では広告宣伝です。日常営業の中で一番目につくところの代表的な部分であるんですが、そういった広告宣伝に関することについても、当然のように課題が見えてきていると。あと 7 つ目としては賞品に関連する部分。8 つ目は補償というか日々の営業の中で遊技客との関係性で言うと、遊技契約という形で契約を結ぶ中にご遊技頂いているんですが、一般的な契約の話の関係性の中で、風営法というひとつの考え方っていうのも加味した上で遊技契約になっている部分もありますので、そういった部分でも注意したり考えなきゃいけない課題があるということで、以上、8 つの課題についてまとめて、お話ししたり考えていかなきゃいけないということで、8 つまとめさせていただいております。

それでは事例解説の方に入っていきたいと思えます。1 つ目は営業方法に関すること、ということで代表的によく質問を受ける部分で 1 つ目でございます。

【Q：事例 20】新規グランドオープン時に整理券を配布することは可能か？（P. 78）

【A】整理券の配布は、それ自体は直ちに法に違反するとは言いえない行為です。しかしながら、整理券配布の趣

旨や、態様等によっては、各都道府県の条例で禁止されている「著しく射幸心をそそる営業」に該当し違法となる可能性があります。また、そうした整理券の配布を行っていることを宣伝することが、法第 16 条により禁止されている「清浄な風俗環境を害するおそれのある広告宣伝」に該当する可能性もあります。

具体的な話で言うと、その特定の遊技機だけ整理券を配るだとか、そういった個台、特別の遊技機だけ何かあるんじゃないかと思わせるような整理券の配布というのは問題視されるケースが多い。逆の言い方すると、ただ単純に営業所に入る入場順番券みたいな性質の部分であれば、こういった違法性が問われることはないだろう、というところも解説させていただきます。

【Q：事例 21】新台入替時、入場整理券を配布することは可能か？（P. 78）

【A】新台入替時の整理券の配布が、遊技機の取り合い等、事故を防ぐ目的で行われているのであれば問題ないと考えますが、特定の遊技機について整理券の配布を行う行為が、「入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる」ことにつながり、「著しく射幸心をそそる営業」に該当するとされる可能性があります。同じ営業方法に関するこの、先ほどは新規グランドオープン時だったんですが、新台入れ替え時はどうですか、というところ。まこれも新台入替機だけの整理券を配るということだけで言えば、特定の遊技機の関係性が出てくるんじゃないかというような見方もあるんですが、新台入れ替えの整理券の配布っていうのが、遊技機の取り合いだとか事故を防ぐ目的で行われているのであれば、その辺にまで問題視されるって事はそんなに多くはないのかなというところがあります。が、一方では特定の遊技機と関連性を疑われるような配布、というところの注意もしていかなくちゃいけないでしょう、ということ。その辺を営業方法に関する一つの代表として入場方法を整理券の配布という事例がよく質問だとか問題になってくるということでご説明させていただきました。1 つ目の営業方法に関するこの事例でございます。

藤田：実際にこの辺りはトラブルと言いますか行政からの指摘多いところなんですかね？

生島：はい。整理券の配布で先にもご説明させていただいたんですが、営業所にただ入るだけの入場順番券であればそこまではもう全国的な今問題視されることはないんですが、一昔前の 10 年前とかだと、入場順番の券ですら問題だろうっていう風に指摘していた地域の警察の方もいたんですが、今はさすがに何も配らずにやるなっていうことは逆にその駐車場にとんでもなく人がたむろしてしまったりだとか、そのたむろしてしまったりした人達が、いい方は悪いんですが、ゴミを捨てたり騒音を出したりっていうことで、近隣の住民に迷惑をかけるっていうケースも警察の方も認識しているので、そういった意味では、入場順番券というのはやったほうがいいのか、やらないとまずいという理解に今なっております。

藤田：ありがとうございます。引き続き、次の第 2 の分野の方をお願いします。

生島：続きまして構造設備の基準に関することということで、見通しを妨げる設備に関する Q と A でございます。

【Q：事例 30】店内で広告を掲示するためのホワイトボード（高さ 180cm）を設置していたところ、警察の担当官より客室内の見通しを妨げているから直ちに撤去するように言われた。どのように対応したらよいか？（P. 82）

【A】営業所の構造要件として、「客室内の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと」という要件があります。「見通しを妨げる」とは、概ね 1m 以上のことを示していることから、客室内では 1m 以上の高さの物を置くことはできません。したがって壁際に設置しないのであれば、撤去する必要があります。なお、平成 23 年 6 月 22 日に警察庁生活安全局保安課より出された「ばちんこ営業の営業所の構造および設備について（通知）」において、天井からつり下げられている看板など「常時 1.7メートル以上の高さに位置する設備」は、客室内の見通しを妨げるものではないものとされました。よって、客室床面から 1.7メートル以上の位置で常時設置される販促物については、設置が可能です。

この 1.7m 以上のところ OK です、っていうのが出るまでは 1メートル以上全部ダメだという極論的な解釈を持った警察の方もいて、例えば天井から吊り下げる案内看板、トイレはこちらですとか、景品コーナーこちらです、っていう空中に浮いているようなものも、見通しを妨げるからダメだっていうような、ちょっと厳しいと言うか、きつめの見解だとかも出ていた時期もございます。あと、景品什器だけは 1.5メートルということで、高さの制限に関しては、



賞品の取りそろえを充実させるために、高さ制限が景品に関連する什器だけは緩和されています。構造設備に関する2つ目は以上です。

藤田：丁度私も規制が出る発表がある前に、にぎやかしのためにこういうのやったほうがいいというコンサルをしたら急にこれ全部アウトらしいぞ、と言われて右往左往した記憶があるんですけど、先生、この辺り、今法律には直接書かれてないようなところを今までは所轄の判断でやっていたところ、こういう警察庁の方がまとめて基準を出してくるというのを、これはやはり業界側から色々アプローチすれば出てくるようなものなんですかね。

三堀：それは何とも申し上げられませんが、警察庁の方でも各都道府県あるいは各所轄署単位でバラバラの解釈であると非常にまずいわけですね。なぜなら解釈の統一がないということになると手心を加えるというようなことも現に有り得るわけで、そのような観点からも全国的に均一な平等な規制をするように、というのを警察庁も昔から努力してまして、解釈運用基準を定めて、周知徹底して、全国的にばらつきのない規制にしていこう、というのは今後も警察庁は努力していくということになると思います。その証拠に、この解釈運用基準というのは頻繁に改正されますので、頻繁な改正があるということはその都度、必要性に応じて、臨機応変に改正していくという姿勢の表れだと思います。

藤田：ありがとうございます。続きまして3つ目の分野をお願いします。

生島：続きましては構造設備の変更に関する事例ということになります。

【Q：事例 38】ホールの遊技機を増台（増設）する際の手続きが知りたい。（P. 84）

【A】遊技機を増設する場所によって手続きは変わると考えます。遊技機を増設する場所が、既存客室外だとすると、遊技機を設置することにより、その遊技機を設置した場所は、新たに客室面積に含まれることになるため、遊技機の入替・増設の変更承認申請だけでなく、客室面積変更の変更承認申請も必要となります。

続いて、構造設備の事例もう一つです。

【Q：事例 41】ホール内で喫煙室を設置する際の手続きを知りたい。（P. 85）

【A】ホール内に設置する喫煙室の位置や構造、材質にもよりますが、基本的には変更承認申請が必要になると考えます。例えば「客室面積の変更」や「営業所内部を仕切るための設備の変更」など変更承認申請の対象に該当することになります。なお、位置や構造によっては、「営業所内部の見通しを妨げる設備」に該当する可能性もあります。

変更承認になる理由は、客室面積の変更っていう考え方で変更承認に該当するっていう可能性もございますし、変更承認の考え方の中の一つに営業所の内部を仕切るための設備の変更っていうのも変更承認申請の対象になりますので、両方の二つの理由をもって変更承認ですという風におっしゃる公安委員会もあれば、ただ単純に面積の変更だけの理由ですよ、事由ですよ、ということで変更承認ですよっていう風に言われるケースもございます。あと位置だとか構造によっては、営業所内部の見通しを妨げる設備だっていう風なことも言われる可能性も、今はそんな高くないと思うんですが、10年前は結構言われていた時期もありますので、その部分に関しても、警察行政との確認の中では一つポイントになる部分ではなからうかと思えます。

【Q：事例 44】遊技機の入替以外の構造検査（面積変更）が、遊技機の入替に比べて承認されるまでに日数を要するのは何故か？（P. 86）

【A】申請の処理に関わる期間によるものです。例えば、遊技機の交替（入替）の変更承認申請の場合、多くの地域では、営業所がある所轄警察庁での処理で事足りるのですが、面積変更が伴う構造設備変更の変更承認申請については、地域によって所轄警察庁以外にも警察本部や風俗環境浄化協会が関わる場合があることから、承認に要する日数がかかるようです。なお、営業所の構造または設備の変更の承認についての処理期間の目安は、営業所の実態調査を行った日から10日以内とされていますが、あくまでも目安であり、必ず10日以内で承認がなされる訳ではありません。

こういったところも、構造変更をする際には遊技機の変更と同じような考え方で行くと、ちょっと思わぬ違いを感じてしまうというところは、構造設備の特徴でございます。

藤田：ありがとうございます。今ちょうど新規則、新基準機が出てきて、これからパチンコ、パチスロどっちが使えるんだろう？もしかするとパチンコとスロットの変更を検討されているところも今後出てくるかと思しますので留意しておくポイントでしょう。あともう一つ大きいのは受動喫煙防止法の詳細が近日中に発表されるかと思いますが、2019年20年に向けていやが応でも多くのところを構造変更しなきゃいけないというのが出てくるでしょうから、この当りをよく考えながら、時期をちゃんと見て、下手に変更をしてしばらくお店ができなくなる、というようなことを避けながらやっていただきたいと思います。続きまして4つ目の分野です。

生島：続きましては4つ目の項目になります。遊技機の流通に関することでございます。風営法は基本的には営業所の中の部分に制限をかけているのが特徴的なところがありまして、一旦営業所の外に遊技機が出てしまったところの制限っていうのは、実は法律ではその明記はされていないっていうのはひとつあります。そういった営業所以外での遊技機の流通の部分だとかっていうことを中心として、中古機流通制度は遊技機の流通制度っていうことで、そういった流通制度、風営法に繋がるというか風営法に関連するような自主規制の部分として2つ代表的なものについてもよく聞かれますので、その辺に触れたものでございます。

【Q：事例72】中古機流通制度について知りたい。（P.93）

【A】中古遊技機の「遊技機型式の同一性の担保」と「責任の所在の明確化」を目的とした中古遊技機流通制度は平成14年より運用が開始されています。その後、平成22年に制度の一部改正（新中古機流通制度）を経て、現在に至っています。現行の制度においては、「中古遊技機の点検・確認を行うこと」および「確認後に確認証紙を遊技機に貼付することが想定」されており、これにより、上記目的を達成するものです。

こちらは中古遊技機を対象とした点検確認を行うことだとか、その確認証紙を貼ることで、安全で適法な遊技機ですよ、というものを確認する、自主規制というかそういったスキームですよっていうことで中古機流通制度の説明をしております。

もう一つ遊技機流通制度について知りたいということもよく聞かれます。こちらは中古機流通制度よりも新しく平成28年にできたものです。こちらは中古遊技機以外の部分、新台の流通だとか、部品交換に関するそのメーカーの製造責任だとか、セキュリティを確保するために中古機流通制度とはまた別に作られたものでございます。正式名称としては「製造業者遊技機流通健全化要綱」またはその要綱に繋がる形での規程というものがございます。内容としては新台の設置確認をメーカーまたはメーカーから業務委託を受けた者がしっかり確認するっていうのがひとつです。もう一つはその部品交換の点検確認っていうことで、こちらもメーカーないしメーカーから業務委託を受けた者がしっかり法律に適合した部品だとか遊技機ですよっていうものを確認するための二つの目的を持った制度ですよということをご説明させていただいております。

【Q：事例73】遊技機流通制度について知りたい。（P.94）

【A】平成28年4月1日より新台流通や部品交換におけるメーカーの製造責任を明確にすることで、遊技台のセキュリティを確保するために業界団体で協議した結果、「製造業者遊技機流通健全化要綱」（以下「遊技機健全化要綱」といいます。）の運用が始まり以下対応が必要となりました。

#### （1）新台設置確認について

遊技機健全化要綱において「製造業者（メーカー）は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る新台の設置について、当該遊技機が検定を受けた型式に属するものであることを確認しなければならない。」また、「製造業者は、設置確認を行うに当たっては、別に定める遊技機設置確認書に必要事項を記入作成し、保管するものとする。」とされています。これを簡単に言い換えると「遊技機（新台）をホールに設置するときに、メーカーまたはメーカーから業務委託を受けた者が、法律に適合した遊技台であることを確認すること」です。

#### （2）部品交換点検確認について

遊技機健全化要綱において、「製造業者は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る遊技機の部品の交換に際しては、当該遊技機の構造、材質又は性能に影響を及ぼす改造その他変更が無いことの点検確認を行うものとする。」とされています。これを簡単に言い換えると「遊技機の部品交換を行う際、メーカーないしメーカーか

ら業務委託を受けた者が、部品および遊技機が法律に適合したものであることを確認すること」です。

藤田：はい。このあたりは法律ではないんですけど、法律を担保するためにこういう事をやっていこうじゃないかと。こういうような自主ルールがなければ、四角四面で全部法律上の手続きを踏めと言われても、とてもじゃないけど現場回らないよ、ということではこの二つのルールができてきたんですけども、この辺りの背景も今日ここにおいでの方は、こういう背景でこういうものができてきたんだっていうのをご存知な方は多いと思いますが、実際にホールの現場でやっている人達ではこういう背景が分からず、面倒くさいことばかりやらせるなど。「これ適当でもいいじゃん。そんな関係ないから」というように現場でもしやられてしまった時に、後々非常に大きな問題が起こることがありますので、この辺りにルールを覚えるように、というのは言うだけじゃなくて、その辺の背景もしっかり教えてあげれば、だからこれちゃんとやんなきゃいけないんだ、ということでこの辺の自主ルールだけでも守る必要があるということをよく理解していただけるかなと思います。では5つ目をお願いします。

生島：5つ目は遊技機の性能に関することですが、皆さんもよく聞かれる検定、認定制度に関わる質問っていうのもよく出てまいります。

【Q：事例69】遊技機部品が一部壊れている状態で営業しても問題ないか知りたい。（P. 93）

【A】ポイントは2つあります。1つは、壊れている部品が何かということと、もう1つは、壊れている状態を営業者が知っていて放置（営業）したかどうかです。法第20条1項にて「著しく客の射幸心をそそるおそれがある」遊技機を設置して営業を営むことを禁止しており、さらに施行規則第8条で「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」も定められています。以上のことから部品が壊れたことによりそれらの基準に抵触するものになったかどうかポイントになります。遊技機に不具合があることが確認されたのであれば、速やかに稼働を止め所定の手続きを行った上で壊れている部品を交換するべきです。

もう一つ。本年2月の遊技機の規則改正の部分とかそういった大きな規則改正の時にもよく質問として出るのです。

【Q：事例75】検定・認定の切れた遊技機をホールに設置し続けることはできるか？（P. 95）

【A】法律上、検定・認定を受けた遊技機でなくても、「著しく射幸心をそそる恐れのある遊技機の基準」に該当しない遊技機であれば、営業所に設置することができます。

ただ、法律上は可能でも、実務上は大きな障壁があります。検定・認定を受けていない遊技機を設置する場合、入替時に、当該遊技機について公安委員会（＝警察）が上記基準に該当するか否かを検査する必要があります。そのためには、申請時に、製造業者が検定を受ける際に一般財団法人保安通信協会（保通協）に提出するような諸元表等を、公安委員会に提出しなければならないことから、実際上は困難です。そこで、このような煩雑さを回避するために、検定・認定の制度が設けられ、通常は、検定・認定を受けた遊技機を営業所に設置しているのです。

したがって、事例75については、検定・認定を受けていない遊技機であっても、「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」に該当しない遊技機であれば、営業所に設置しても違法ではありませんが、次の点について注意が必要です。平成30年1月以前においては、検定・認定の切れた遊技機が営業所に設置されていても、設置していること自体については、ただちに問題とされませんでした。それは、前述のように、検定・認定を受けていなかったとしても、「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」に該当しなければ違法ではないからです。

しかし、平成30年2月以降は、状況が一変しました。改正された「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」が平成30年2月から施行され、それまでの遊技機は、改正後の「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」に該当する可能性が出てきたからです。したがって、平成30年1月31日以前に検定・認定が切れた遊技機も、同年2月1日以降に検定・認定が切れた遊技機も「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」に該当する可能性のある遊技機になっているため注意が必要です。以上です。

藤田：はい。ちょっと今の部分も少し掘り下げて先生にも聞いてみたいんですけど、今回の規則改正があって、今、経過措置としてここまでは使ってもいいよと、ですが2021年1月以降はダメだよという感じで今まで行政から言われ

たと思うんですけど、ここまで言われているということは、実際に著しく射幸性をそそる機械だという風にズバリ指摘される可能性っていうのは結構あるんでしょうか。行政側が証明しなければならないんでしょうか？

三堀：これは非常に微妙な問題なんですけど、平成 30 年の 2 月 1 日に施行された改正規則によりますと、要するに出玉率が今までと変わってしまったんですね。風営適正化法では基本的には著しく射幸心をそそるおそれ、客の射幸心をそそるおそれっていうのは 2 箇所しか書いてない。それはどこかという、遊技機の性能に関するわけですね。遊技機の性能を抑えることによって射幸性を抑え、これがひとつの風営適正化法の眼目なんですけど、その著しく射幸心をそそるおそれのある基準というのは、規則で定められている。これが 2 月 1 日からがらっと変わってしまったから、旧規則機というのは原則として著しく射幸心をそそるおそれがないという風に言い切れない機械になってしまったというのが一番のポイントです。で、経過措置というのは、だけれども古い基準、規則で作った遊技機でも、検定あるいは認定が有効内では使ってもいいよ、というそういう形ですね。これは経過措置です。ですから認定も検定も無いということになると法律の建前からすると原則 NG ということになります。ただ、現に店頭で設置されているみなし機が摘発されていないと言うのは、たまたま摘発の目に留まっていないというだけの話。これが法律の建前です。非常に木で鼻をくったような割り切りになってしまうんですが、これがあの法律の原理原則論ということになります。以上です。

藤田：ありがとうございます。まあ先ほど言われたようにあの明らかに射幸性能と言われているんですか、ああいう数字にきっちり出ているんで、じゃああれを基準に旧基準機が適合しないというのは、結構な機械がそうになっていると思いますから、それをストレートに言われちゃうとアウトと言われても仕方ないだろうなっていう風に感じます。ここは突っ込んだ話をすると時間がかかってしまうんではここで飛ばしますが、ぜひある程度皆さんしっかり理解した上で対処していただきたいと思います。では次に 6 番目お願いいたします。

佐久間：では 6 番目ですが、私の方から話をさせていただきます。事例として挙げたのは、ランキング表示がダメだよって話とライターイベントについての 2 例を挙げております。

【Q：事例 78】店内だけではなく、ホームページやメールでもランキングを公開してはならないと指導を受けたが、何がいけないのか知りたい。（P. 96）

【A】ランキング表示方法が「著しく射幸心をそそるおそれ」がある表現に該当するかが問題です。例えば「著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示」であったりすると、これに該当し、さらに以下の 3 つの規制が絡んできます。第一に、看板や電光表示、チラシ等の周辺環境に影響を及ぼす方法で行われた場合には、法第 16 条の広告・宣伝規制が関係してきます。法第 16 条では「営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない」とされています。第二に、ホール内のポスター、パネルやモニターに表示する方法で行われた場合、法 12 条の営業所の構造設備の維持義務が関係してきます。法第 12 条には「営業所の構造及び設備を、第 4 条第 2 項第 1 号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない」とあり、これを受けた施行規則で「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと」とされています。第三に、上記ふたつの方法以外（ダイレクトメールやサイト等通じて）で行われた場合には、各都道府県の条例による「著しく射幸心をそそるおそれのある営業方法」の禁止に該当します。

【Q：事例 94】広告宣伝（ライターイベント）の実施可否を知りたい。（P. 101）

【A】芸能人有名人の招致を行うことの規制の対象については、警察庁が平成 24 年 7 月 20 日に発した通知において「特定の機種について若しくはぞろ目の日等の特定日においてライターその他の者が取材等を行う旨、又は営業所の名称、地名、記念的行事若しくは特定の機種の名称等を冠し、若しくは特定の機種の題材となっている者が来店する旨の表示」と具体的に示されました。よって、実施にあたっては、所轄警察庁への確認を行った上で、判断するのが適当と考えます。

広告宣伝に関する規制はまず一つは周辺環境に影響を及ぼすという観点から風俗を害するおそれのあるものダメだよと。あとは構造設備維持義務の観点から、著しく射幸心をそそるおそれのある表示物はダメであると。これら

の他にさらに周辺環境とか構造設備と関係ないものでも、具体的にはダイレクトメールとか Web サイトとか、そういったものも主に都道府県条例で射幸心そそる営業方法ではダメですよという規制がかかっております。さらに解釈運用基準でもサービス内容が射幸心をそそるおそれがあるものであれば駄目だと包括的に禁止、規制されているということです。要は広告宣伝については著しく射幸心をそそるおそれのあるものはダメだという理解でよろしいのかなと思います。ランキングの表示はやはり特定の機種が出るあるいは出る可能性のあるということにどうして結びついてしまうので原則駄目だという事で理解されているのだと思います。ライターイベントについても現在は明確に禁止している都道府県も多いのではないかと思います。これもイベントの内容云々、色々いうところはありますけれども、見られ方としては特定の機種に紐付けという内容に自然的になってしまうという捉え方をされているんじゃないかと。それでは現在では、内容を問わず禁止している例が多いのではないかと思います。広告宣伝の一般論についてお話ししますと、どうしても広告宣伝はお客様誘引する手段としてインパクトを持たないといけない、という観点からできるだけ過激な方に傾きがち。警察庁が例示しながら平成 24 年にかなり詳しい通達出しているところなんですが、詳しい例示があるからこそ逆に例示されていなきやいいのかな、競合店がやっているからいいのかな的な、そういう対応が我々業界の中で多かったのかな、というところあるんですけども、今回ガイドブック作るにあたって改めて、平成 24 年の広告宣伝の通知が 367 ページ以下にあるんですけども、改めて読んでみて後半の留意事項のところですね、グレーゾーンを追求しながら温度差を意図的に生み出しているところを見られるからそれはだめだよということを前提にいろんな企業ごとに工夫している広告宣伝について、例えば都道府県内で共有することで一定の基準を設けることができれば、十分営業を促進する一助になるという提案が警察庁の方からなされたり、健全化の取り組みとして業界で広告宣伝をチェックする仕組みを作ったどうかということが、この通達を改めて見てみると、こちらにボールを投げられちゃっていて、この問題についてはちょっと受けそこなってしまってきた経緯があるのかな、と本を作りながら感じたところではございます。

藤田：はいそうですね。今言われたあのボールを投げられているのにちゃんと返せてなかったというのが今の実態なのかもしれませんね。色々やってみて、後追いでダメだダメだって言われて、企業努力という意味ではあるんですけど、行政が主旨としている所をきっちり受け止めきれなかったのが今の実態じゃないかなと思います。では次、7 つ目の事例ですね。

佐久間：賞品に関することですが、事例としては 3 つ取り上げてございます。取り揃え、品ぞろえについて。後はインターネット上の価格。市場価格になるのかということです。

【Q：事例 108】賞品の取り揃えや品揃えについて知りたい。（P. 105）

【A】賞品取り揃えについては、施行規則で「賞品は出来る限り多くの日用品を取りそろえること」が規定されています。その規定に基づき、平成 18 年 12 月 18 日に業界ホール 5 団体が「1 営業所あたり取りそろえる賞品の種類は 500 種類以上（遊技機の設置台数が 500 台を超える営業所はその台数と同じ数の種類以上）、品目については 5 品目以上とすることが決議され、現時点ではこの決議に沿った賞品の取りそろえや品揃えを行うことが求められています。

これに関しては風適法上の規制というより、風適法上は獲得した遊技の結果としての玉メダルの等価の賞品を提供することができるだけですので、このルールをどの業界で運用しているかという問題になるのかなと思います。取り揃えについては、これもガイドブックの資料の方に 345 ページ以下ですね、警察庁のこれも通達ですが、それに添付されている決議が我々業界の方からの警察庁に対するリプライという形でこのハンドブックでも取り上げさせていただいております。これも改めて読んでみますとポケットマネーの範囲で手軽に安く安心して遊技を楽しんでいただけたら、3000 円、5000 円であれば遊技を十分楽しんでもらえるとか、大衆娯楽としてのパチンコ営業のあるべき姿を実現するため取り組みます、って言ったようなフレーズが散りばめられております。今、のめり込み問題で改めて取り上げている問題そのままのような気が、これも改めていたしました。賞品についても 500 種類以上を取り揃えることが本当にお客様のニーズに合っているのかどうか、疑問に感じる考え方もあって、賞品取り揃えについてどこまで積極的だったかなというところも、一つ反省点として挙げられるのかなという感じがいたしました。

【Q：事例 110】インターネットで販売されている価格も市場価格になるか？（P. 106）

【A】市場価格については、販売価格についての規定はありますが、インターネットを利用するなどの販売方法についての規定はないことから、市場価格の証明さえできれば、インターネット販売での価格を市場価格とすることは可能と考えます。

市場価格についてはネットで販売されている、どこで販売されているか、というのはあまり関係のないことかなと考えております。市場価格というのは一般に流通している商品であれば存在するので、これはその調査努力ということで整理できる事項かなと考えております。

【Q：事例 114】パチンコ専用、パチスロ専用賞品を提供することは可能か？（P. 107）

【A】賞品提供について、法で何点かの規定があります。1 つ目は現金及び有価証券の賞品提供の禁止、2 つ目は市場価格と等価の物品の賞品提供、3 つ目は賞品は出来る限り多くの日用品を取りそろえること、4 つ目は賞品の上限額の設定が規定されています。これらの中では、パチンコ専用賞品やスロット専用賞品を設けることは客の賞品選択の自由を排除するものとして、問題視される可能性があります。

もう一つはパチンコ専用、あるいはパチスロ専用の賞品を置く事って話なんですけれども、弊社では全くやっておりませんが、こういうものを取り置くことはどうしても射幸性につながってしまうことが否定できないのではないかと、理由がちょっと分からないから、何のために？と言われたら、射幸性につながる理由しか出てこないのかなって風な理解をしているところでございます。以上です。

藤田：賞品に関するところ。ここもまだまだ出来ていないところもたくさんあるかなと思います。一物一価、二物二価のあたりも、望まれているけどどうなのかなと、はっきりしないところです。こころも今後もっと研究して、また、行政ともうまくやり取りしていく余地があるところかなと思われま。最後になりましたが 8 つ目、補償に関するところお願いいたします。

佐久間：補償に関して二つ取り上げてございませす。

【Q：事例 145】確率変動中に閉店時間となった客に対し、1 箱分補償すること（閉店補償）は法令上可能か？（P. 138）

【A】閉店補償は純粋に営業上のサービスですが、法令上は、営業上のサービスに関する規制として、各都道府県の条例により、「著しく射幸心をそそるおそれのある営業方法」が禁止されています。したがって、閉店補償が認められるかは、各都道府県の公安委員会が、閉店補償が各都道府県の条例で定められている「著しく射幸心をそそるおそれのある営業方法」に該当するか否かに係っています。その際に考慮しなければならないのは、遊技を営業時間内に終了させたとしても、閉店補償はその後にくるであろう大当たりを補償することになるため、営業時間規制にも抵触しかねません。また、現実には出ていない出玉に対してまで賞品を提供する点で、「等価交換原則」に違反するという解釈もありえます。これらを考慮して、各都道府県の公安委員会が「著しく射幸心をそそるおそれのある営業方法」に該当するか否かを判断することになります。

これは、出玉に対する賞品の提供のみ風適法で認められていることですので、現実には獲得していない玉、メダルに対して何らかの物品、金銭はもとよりということになると思うんですけれども、これをホール側から提供することはできないという理解が基本です。ここは明確かと思ひます。で、例えば一箱分の出玉を補償するというのはお店の営業サービスという事によって行うという整理になってしまいます。そうすると、現実に出ていない、可能性に過ぎない、いくら出るかもわからない玉にどれだけのものを補償するかという問題も一つあるんですけども、それ以上にそういった補償ということがお客様に対して射幸性をそそることにならないか、そういう判断を行政側がされるであろうと考えられるところです。

【Q：事例 147】確率変更中に閉店時間となった客に対し、翌日そのままの状態に遊技台を提供することを約束し、遊技終了とすることはできるか？（P. 139）

【A】前日の営業終了時に確率変動中であつた遊技機を翌日に持ち越すということ（「確変残し」）は、各都道府県の公安委員会が、各都道府県の条例で定められている「著しく射幸心をそそるおそれのある営業方法」に

該当するか否かということが問題となります。仮に確率変動中の遊技機を翌日に持ち越すことができるとしても、そのことを宣伝することが「著しく射幸心をそそるおそれのある営業方法」とされる可能性があります。なお、当日の営業開始時に特定の遊技機を確率変動状態にして客に提供することも、法令上禁止規定は明文化されていません。しかし、持ち越しの場合よりも「著しく射幸心をそそるおそれのある営業方法」とされる可能性は高いと考えられます。

翌日確変を持ち越すという事例についても、法令上、遊技機の状態をそのまま翌日に引き継ぐというだけで、明確な禁止はないですけど、これを少なくともやっていますということをお客様に対して告知することは、射幸性をそそる行為につながるという風に基本的に考えるべきではないかなと思っております。以上です。

藤田：はい、この補償のところも難しいですね。お客様のことを考えれば、そういうサービスをしてあげたいという気持ちがあったとしても、今のように射幸性を煽るといふところに直接繋がってくる可能性も高いということで、この辺りもこういう法律の本旨をスタッフの方にしっかり理解していただき、やっていい限度はどこまでなんだ、ということをしっかり伝えていただきたいと思います。かなり足早でしたが今日の事例以上となります。これを受けまして先ほど言いました 8 つの分野ごとに、どのような課題があるのかということを発表していただきます。

生島：今、事例解説して 8 つの類型の中から色々ご説明させていただきました。その中でまとめたりだとか検討したりしている中で、こういった部分は課題として検討だとか議論していかなくてはいけないのかなという風に思っているものをいくつか挙げさせていただきます。

まず 1 つ目の営業方法に関する事です。例えば最初の入場整理券だとかそういったものも含めて、同じような営業内容であっても地域ごとで実施できるものに差があるというのは、営業者としてはひとつ検討課題なのかなと。

2 つ目の構造設備の基準に関する事。この部分については構造設備に一定程度、制限だとか基準を設けるっていうことは理解はできるんですが、実態がそぐわないもしくは見直した方がいいものがあるんじゃないかと。例えばその見通しを妨げる設備は 1 メートル以上はダメですよと言いながらも、片や一方で島設備っていうものが営業所内で乱立している状況もありますので、そこで 1 メートルの販促広告の高さを是が非でも遵守したり処分を受けるっていう所は、議論だとか検討に値する部分ではなからうかと。

3 つ目の構造設備の変更に関する事については、全く同じ営業所の構造で、設備の同じような変更であっても地域によって変更承認だとか変更届出に分かれたりだとか、同じ手続きでも、その処理だとか承認にかかる日数っていうのが即日である場合もあれば 10 日もかかるようなケースもあつたりっていうことについては、考えてもいいところではないのかなと。

4 つ目の遊技機の流通に関する部分に関しては、自主規制という形で流通制度があるっていうことのその意味だとか価値っていうのは一定程度ありながらも、かたや一方でそれを維持したりだとか、その作業を行う過程の中で多大な負担だとか発生している部分についても、まだまだ検討だとか考えていかなきゃいけないところあるんじゃないかと。

5 つ目の遊技機の性能に関しては、著しく射幸心をそそる遊技機の基準というものを確認だとかしていくっていうプロセスの中では分かりづらい、もしくは実態と乖離している一面があるっていうところも、まだまだ来を考えていかなきゃいけないではないのかと。

6 つ目の広告宣伝に関する事。まあこちらに関しては、平成 24 年の警察庁からの通知文だとか都道府県条例など一定の基準はありながらも、同じ内容の広告宣伝でもできるところだとかできないところだとかっていうものに大きな差があるっていうのも一つ課題だろうと。あとは基準があるにも関わらず、明らかに抵触するような広告宣伝っていうのも地域によっては数多く行われているというところも、どうしていかっていうの考えていかなきゃいけないのかなと。

7 つ目の賞品に関する事。こちらの部分も当然法令上一定の基準はあるんですが、市場価格とは何ですかとかそういった部分も含めて不明瞭な点がいっぱいあるので、不明瞭な点から結果として営業の手段だとか手法に関しては、一方で委縮したり硬直してたりっていうところがあるのであるのではなからうかと。

8 目目の補償に関すること。こちら補償とは書いてあるんですが、民事契約上、一般的な可能な方法であっても、風営法上の観点から、プラスオンされた結果として実施できない、もしくは実施するに当たってちょっと過度な負担がかかってしまうようなところも一つ検討課題ではなからうかということでもとめさせていただいております。

藤田：はい、ありがとうございます。一部、二部はここで終わりになるんですけど。本日の勉強会の目的の 2 番目にありました、ルールを学びホール企業と業界の将来の方向性を検討するという 2 目目の目的がありました。事例の部分に関しましては現場の方々にとって非常に重要だったかなと思いますが、ここにおられる幹部の方、あるいは経営者の方はあんまり事例の事は関係ないと思われる方も多かったかもしれませんが、このような課題、今説明があつての課題について第 3 部では掘り下げて検討していきたいと思います。このようなことを解決していかないと本当にこの業界、先が色々大変なことがありますよ、という事を三堀先生の意見を頂きながら、第 3 部の検討に入りたいと思います。

### <第 3 部> 業界が抱える課題と解決の方向性

藤田：ちょっとだけ早いかもしれませんが第三部をスタートさせたいと思います。第三部として業界が抱える課題と解決の方向性について話をしていきたいんですけど、平成 24 年の同友会の春の会合があった時に、当時の課長補佐の玉川さんが言われた言葉で私に記憶に残っているのが、「この業界にある四つの悪しき習慣」ということを言われました。

1 目目が、違法な営業形態でもたまたま摘発されなかったことを持って、既得権と考える習慣。2 目目がそれが法に抵触しかねないものであれ、隣のパチンコ店と同じことをしないと損をするかもしれないと考える習慣、3 目目が法律で禁止されていても牽強付会（けんきょうふかい・・・こじつけ）の解釈により本来存在しないグレーゾーンを追求しようとする習慣。そして 4 目目が営業の基本となる法律や通達をきちんと確認しない習慣、というこの四つを指摘された。非常に私もその時、そう見られてるんだなあと、そうだよなと納得する部分もありながら、それからもう 6 年も過ぎてしまっているなっていうのがあります。そのような業界の風習、習慣を今後脱却していかなくやいけない、克服していかなくやいけないのが今の状況かなと思っています。では先ほど出ました 8 つの分野において、それぞれの解決の方向性ということで、法律の専門家であり、またこの業界のことをよく知っており、かつ外から客観的に見ていただいている三堀先生から、解決の方向性についてのアドバイスを頂きたいと思います。先生よろしく願いいたします。

三堀：私の方から先ほど挙げられました 8 つの課題についての方向性ということについて少しお話しさせていただきたいと思います。まず第一に営業の方法に関することとして、入場整理券の問題というのが出てきておりますけれども、これも先ほど解説があった所と重複してしまうんですけど、まず入場整理券については、かつては特定の遊技機に優先的に着席できる、遊技台を優先的に使用できるという、そういうような権利を彰章するようなものとして、いわゆる入場整理券を配布すると。言ってみれば射幸心を煽るような煽り型の営業方法の一手段として使われていたというホール側の方の問題点の一つあったと思います。それとですね、今度は行政側、警察側の方にも、そのようなホール側の、煽るような、射幸心に訴えるような営業方法に過敏に反応して、一律にこれを禁止しようと、一律に禁圧しようという過敏な反応があったというのは問題点として挙げられると思います。このような部分についてはですね、言ってみれば一つ特定の遊技機の整理券を配布する、あるいは特定の日に整理券を配るよということによって出玉イベントを開催するというような告知をする、禁止を潜脱するというような方法をとってはいけないというのを、例えば風営適正化法の解釈運用基準等に明文で規定は記載すれば、このような問題点は解決するだろうというように考えおります。言ってみれば、これは警察の方できちんとした解釈の基準を示せば解決するだろうという、そういう課題であると思っております。その他にもありますけども、この部分についてはこれくらいにしたいと思っております。

藤田：この方向に向けていくために、業界側がもう少し具体的にアクション起こすとかは？

三堀：その辺については、やはりそのような問題点をきちんと議論して、議論した結果を発信するということに尽きると思



います。非常にこの業界はまとまりがないとよく言われるんですけど、きちんとした議論ができていない。場合によってきちんとした議論をしている場合もあるんですけど、その議論をきちんとした形で発信していない。言ってみれば烏合の衆が勝手なことと言っているように見られる部分が、言い方は悪いんですけど、あって、これが業界の真っ当な意見を行政の方に伝えることのできなかった理由ではないかと考えております。

藤田：きっちり検討してもそれがきっちり伝えてなかったところですね。

三堀：まあ、そういう場が無かった。散発的にはあったと思います。個別的な課題に対して、例えば PCSA であったり、その他の業界団体においてそれなりの議論はしてきたんだろうけれど、それがきちんとした形で伝えられていない。あの内部的な議事録で終わってしまっていたり、という事が多かったんじゃないかと思います。

藤田：他業界ではどうされていますか？それこそ、うまく国会議員の先生に間に入ってもらったとか、定期的に行政と交流の場を持つとか。

三堀：私はパチンコ業界だけではなくガス業界の業界団体にも関与しておりまして、ガスと言ってもプロパンガスだけではなくて、産業用のガスとか医療用のガスの団体なんですけど、これも今から 17～18 年前に業界団体をまとめて作って、もちろん加盟していないところも沢山あるんですけど、それで意見を集約して、そしてその意見を行政に伝える。そこでは政治家は使っておらず、行政に伝えるという事やっております。もちろんガスの業界、産業ガスの業界、医療ガスの業界、溶接もガスですね、あるいは燃料の関係ですね、この業界は業界一丸になって意見を伝えるというような努力しているところなんです。

藤田：ありがとうございます。ご三方もご意見あれば適宜言っていただいて結構です。では、2 つ目の課題に移りたいと思います。構造設備に関することですね。

三堀：構造設備に関することといいますと、客室の見通しを妨げるような設備を設けないこと、というのは風営適正化法施行規則の中にあります。これが構造設備の基準なんですけど、何を持って見通しを妨げるものになるのか、という事については、概ね高さ 1m を超えるものが見通しを妨げるという風になっておりますが、何を言ってるんだパチンコ屋さんではもう一間、1. 8m ぐらいある島があるじゃないかということで、そもそも大々的に見通しを妨げる設備がなければ営業は成り立たないではないか、とそういう問題点があるわけですが、私はちょっと別の見方としてですね、逆にそのようについたてのような島設備が、パチンコ台を設置してある島設備があるがために、パチンコの場合は島と島の間の見通しを妨げるようなものがあってはならないと考えております。この島間の客席の見通しが妨げられますと、これはまさに不正行為、ゴト行為であるとか、あるいは最近時々言われる置き引き等が頻発するであろうという意味で、この点についてはきちんといわゆる遊技者目線、あるいはそのスタッフ目線で、島間が見通せているかどうかという観点で、きちんとした管理をしていただきたいと思いますところですが、こういうところについては営業所のレベル、あるいは業者のレベルで一つのマニュアル等を作ってはどうかというふうに考えております。

藤田：そういうような業界標準という？

三堀：今、ちょっと言葉足りなかったかもしれませんが、他の性風俗関連特殊営業とは明らかにパチンコ屋さんは違うわけですね。そのこの違うという部分に光を当てて、パチンコ屋さんのスタンダードとしての見通しを妨げる設備、あるいは妨げないような設備というものに関して、一つの業界基準のようなものを打ち立ててはどうかというふうに考えているところなんです。

藤田：先ほど 1メートルの大きさを超えないとか、1. 7メートル以上のものはいいかってというのは行政側から具体的に示されたものですが、行政側から来るのを待っているんじゃなくて、業界側からこれだったらどうだ、っていうものを出していけということでしょうか？

三堀：そうなります。

藤田：ここに一種のソフトローということが書いてあるんですけど、ちょうど 2 年ぐらい前の PCSA のこの勉強会でもソフトとハードローのお話していただいたかと思いますが、もう一度ソフトローとハードローについて説明していただければと思います。

三堀：ソフトローというのは法律では無いんですね。ハードローは要するに普通の法律です。ソフトローというのは法律で

はない民間の基準が例えば一定の抽象的な規程の解釈基準になるということになります、例えば JIS 規格というのは、あれは基本的には半官半民ですけども、日本工業規格ですね。これは法律でもなんでもないわけなんですけど JIS 規格に準拠していないものは、例えば工業製品についてですね一定の水準にない不良品になってしまうとかですね。JIS 規格に準拠したものを使ってやらないと、例えばそれを使わないで事故が起きた場合には業務上過失致死傷になるとかですね。そういうような法律の解釈に取り込まれることによって、一種の法的拘束力に近いものを持つ基準というものをソフトローと呼んでおります。いわゆる民間の基準が法律の解釈に投影するという、その投影するものがソフトローということになります。

藤田：その例でいうと、先ほどの性風俗と違うからパチンコ店の中ではこういうものはセーフだし、こういうものはアウトだよってものを自分で作って、正式な許可、認可を受けたものじゃないけど、実質的にそれが法律同じような効果を持っていくってイメージでよろしいでしょうか？

三堀：そういう事になります。

藤田：ほとんどないですよ？先ほどの流通制度はそういうイメージでしょうか？

三堀：遊技機製造業者の遊技機流通健全化要綱と製造業者の業務委託に関する規定、これもソフトローなんですけど、これについては他の場面で言いたいことがありますので、ここではそのくらいにしておきます。

藤田：わかりまして。ありがとうございます。続きまして 3 つ目の構造設備の変更に関する部分。今のところちょっと関連してくるんですけども引き続きお願いできますでしょうか。

三堀：構造の構造設備の変更、あるいは遊技機の変更にも同じようなことが言えるんですが、これには原則として変更承認、事前に公安委員会の変更承認があるもの、それから変更した後に事後的に変更届をすれば良いもの、さらに変更届さえいらぬもの、極めて軽微なものは変更届もいらぬという風になっていますけれど、これが非常に地域差が出てきてしまって、ある県では変更届出でいいものが、ある県では変更承認が必要であるというは、営業現場ではご経験なさっている事で、今更申し上げることはないと思いますけど、この部分についても解釈運用基準で一応の基準が示されてはいるんですけど、特にパチンコ屋さんに関して、遊技機だけでは無く構造設備についても変更届でいいもの、変更承認の必要なものというのを、例示では無く限定列挙ですね、つまり特に変更承認が必要なものという事で限定列挙をして、それに書いてないものは変更承認いらぬよ、という形にすべきではないかと。言ってみれば警察庁でそういう基準というのを、それは解釈運用基準を改正するのか、それ以外の通達、通知によるのかですね別として、きちんと限定して、わかりやすく、全国均一に分かりやすい基準となるようなものを示していただきたいということであると思っております。先ほど風営適正化法の問題点としていて分かりにくい、というところがありましたが、これもその最たるもののひとつだと思っておりますので、これを一定の限定列挙した基準を示すことによって分かりやすくしてもらいたいということです。

藤田：限定列挙したマニュアルというのを私達、業界の方で作ってという意味でよろしいんですか？

三堀：これはどちらかと言うと業界で作ってもいいんですけど、本当は警察庁にやってもらった方がありがたいですね。レジュームは誰が作るかについてあまり意識しないで書いたんですが、ここはむしろ警察が作るべきだろうなと思います。業界とすり合わせる必要はあると思います。

藤田：黙っていると作ってくれないんだらうなって感じはあります。

三堀：作ってこれどうですかって警察庁に持って行くというのはあるかもしれませんがね。

藤田：どうやって作っていくかというあたりは今後の検討課題かと思えます。続きまして 4 番目。

三堀：次の 4 番目、遊技機の流通に関する事です。これも一言で言うと平成 28 年の 4 月に定められました製造業者 遊技機流通健全化要綱とこれに基づく製造業者の業務委託に関する規定というものについて、これは非常に手続きが課題になっている。非常に書類が多い。営業の現場で、あるいは流通の現場でハンコをつくものが多い、という書類ばかり増えているというものでありまして、このような手続きを踏まなければ流通過程で不正改造が介入してしまうというのは非常に不幸なことなんですけど、それを防止するためにやたらにハンコをつく書類が増えるというのは、私の拙い経験で言いますと、書類が増えると形骸化すると。めくら判という事はしちやいけなかもしれない

ませんが、めくら判をしてですね、ものを見ないでハンコを押す人、サインをする人って必ず出てきて、この制度は形骸化してしまうんじゃないかと危惧しております。しかも一番の問題は、遊技機を設置した時、その設置確認書、それから部品を交換した時の部品交換点検確認書を作成する販社の人、あるいはその点検確認業者という人たちが、ホール業者の人ほど遊技機に精通していないという実態があるようです。いってみれば、分からない人が点検確認してハンコを押してしまうという、正にシステム自体が、書類上の形骸化では無くシステム自体は形骸化しつつあるのではないかという風に考えております。しかも、このソフトローというところで、自主規制というのはソフトローになりうる訳ですが、それに違反した場合、基本的には業界団体で自主的なペナルティ課すと独禁法違反の問題出てくるわけで、集団的にこのような手続きから離脱するようなトレンドができてしまう可能性も出てくるわけですね。そうなってくると全く有名無実化してしまうという。そういう意味ではこれは将来に対して私は非常に悲観的に見ている制度なんですけれども、そういう点を含めてですねこれ大いに改善する余地がある。もっと簡略化して実のあるものを考えなければいけないだろうと思っております。

藤田：個々に関しては実務を見たのを見られている皆さんにも聞いてみたいんですけども、今のいろんな点検制度を見た時に、効果があるから必要だなと思われる部分だったり、今、先生が指摘されたようにあまりにも意味がないところがあって、こことこだけやっておけば十分じゃないかっていうところとか、感じられる所ありますか。

荒田：今先生が言ったように負担が多い実態になっているという報告は上がってきます。

生島：今、荒田リーダーからもあったように、多分どこの会社でも同じような状況は起こっているのかなと。後は、書類の手間もそうですけど、コスト面の負担っていうのも非常に大きいので、点検に係る人員にかかるコストもまだまだ詰めていかないと、業界、ホールとしてはなかなか耐え切れなくなるような状況もやってくるんじゃないのかな、というのは危惧しています。

藤田：実際にホール側の意見もあるでしょうが、メーカー、流通業者の方も、これやってどれぐらい意味があるの、という話を聞かないわけでもないで、いろんな意味で無駄の削減ということとともに、ソフトローとはいえ、それなりに拘束力のあるものの形骸化は避けるべきかなというのはありますね。ここにおられる経営幹部の方はぜひ色々な機会に提言していただければいいかなと思います。次に5番目としましては遊技機の性能に関する事について。

三堀：遊技機の性能に関してはちょっと色々あるんですが、くぎの問題にフォーカスしたいと思っています。くぎに関してはちょっと前に検定機と性能が異なる可能性のあるパチンコ遊技機の撤去というのが行われていたわけですけど、その後、くぎ確認シートというのができて、さらに最近では封入機、設定付の機械とかくぎをいじらないようなトレンドになっておりますが、基本的にそもそもくぎの確認シートの丸は本当のくぎの頭より大きくて、いわゆる諸元表、仕様書に書いてあるくぎの角度と比べて、ある程度の振れが許容される記載になっていると伺っております。これは要するにメーカーもある程度のくぎの誤差というものを許容しているというふうな考えざるを得ません。にもかかわらず最近、ある県では諸元表どおりの角度でなければ、一度でも変わっていたらこれはもう摘発すると脅すようなことが、立入の際に行われているという事で、非常にこの問題は、業界からもくぎシートの誤差と、これはメーカーが許容している誤差の範囲であるということですね、あまりにも行き過ぎた厳しい検査についてはプロテスト、ある程度意見を述べるべきだろうというように考えているところでもあります。この辺についてはくぎはかなり一時ほど大幅に曲げたり、入賞口をつぶしたりということなくなってきた、非常に健全な方向になってきたことは事実なんですけども、かと言ってですね、諸元表通り1ミリも違わずくぎが打たれてなければならない、というのはちょっと行き過ぎではないかというふうに考えています。くぎを曲げてもいいんだ、叩いてもいいんだという言い方はホールの立場では難しいかもしれませんが、少なくとも一ミリたりともあるいは0.5mmたりとも狂ってはならない、というような規制当局の対応というのは行き過ぎではないかというふうな考えておまして、この辺についてはこのくらいならいいという、一定の許容範囲を持っていただけるようにする方向に、なんとか持ってきてほしいという思っております。

藤田：実際にこれぐらいの許容範囲だったら許すよみたいなのが行政から出すことあるんですかね？

三堀：基本的には確認シートから出ていなければいい、というそれだけでいいと思います。

藤田：今の実態で言うと確認シートがある程度機能していると。

三堀：某県の担当者は確認シートを信用していないと公言してはばからないとのこと。これじゃ、ホールは何を基準にすればいいの、っていう話になりますね。これは先ほども言ったように行き過ぎだと思います。

藤田：これを具体的に話を進めていくとすると、今は各県で対応に結構温度差があることかなと思うんですよ。それこそ全国レベルで展開されている PCSA の会員の方たちが頑張っってやっていくしかないですかね？

三堀：そこについては、こういう事を言っってはいけないかもしれないですけど、どこかが摘発されて、営業停止の処分とかを受けたのに対して、争う訴訟を起こしてとか、そういう場を使っってやっってしまうしかないのかなと思いますけど。オフレコかな？

藤田：裁判になっって司法の力を借りてということ。

三堀：そういうことになりますね。

藤田：じゃあ、どこか冒険しろとはさすがに言っづらいですけど何らかのタイミングということも起こり得る可能性はあると。

三堀：今の感じではどこかで起きるかもしれませんね。要するに、確認シートの範囲内にあるのにこれはいかん、と言っっている担当者がいるようですので。

藤田：あるところでは引かずに、守るべきところはしっかり守るといっうか、主張するべきところは主張していくべきだろうと。

三堀：そういう事になりますね。

藤田：分かりました。ありがとうございます。この辺り、具体的にどうできるのかっというのは難しいところはあるかと思っいますが、守るべきところは守るといっう姿勢も大事だといっうことで、ありがとうございます。次に 6 つ目としまっしては広告宣伝に関するご意見お願っいします。

三堀：広告宣伝に関して、一言で言っってこれはホール側に問題があると思っいます。そもそも平成 13 年頃まではパチンコ屋さんについては、広告宣伝規制の適用は無いといっうように考えられておっりまっして、いわゆるエッチ系の広告だとか、看板を規制するのがこの広告宣伝規制の趣旨であっったといっう理解されておっりました。ところが平成 13 年 11 月でしたでしょうか、解釈運用基準改正された時に、パチンコ屋さんの著しく射幸心をそそるおそれのあるような表示も、正常な風俗環境を害するものであるとされて規制の対象になっったと。これは一重にパチンコ業界が射幸性に頼っった営業方法に走っって、煽るに煽っったといっうようなことが影響しておっりまっして、これは言ってみればホールが悪いと言っわざるをえない。ただ、警察の方もそもそも、例えばパチンコ屋さんのチラシが新聞に入っっていたとしてですね、それが周辺の風俗環境に影響を及ぼすか。及ぼさないと思っうんですね。チラシが入っっていても。私は横浜育ちなんっですが、川崎「さいか屋」といっう店があっって、藤沢にもあっりますけど、その駐車場のそばに川崎セントラルといっうストリップ小屋があっったんですよ。そこに裸の女の人の寝そべっった後ろ姿の絵が書いってあっって、すごい衝撃を受っけて、子供の頃「あれはなんなの」っって聞いったことがあるんですよ。そういうのであれば、周辺の環境に影響を及ぼすと思っいますけど、ストリップ小屋のチラシが新聞に入っっていても別に何ともないですよ。親がそっと屑箱に入れればいっいだけで、そういうような問題あると思っうんですけどね。まあ、にもかかわらなっず、これを規制の対象にさっれてしまったのはホールが悪い。ホールの営業方法に問題があっったと言っわざるを得ない、といっうところでありまっす。引き続き、広告宣伝については、どうしても営業所である程度インパクトのある訴求をしなっければいっけないといっうのは分かっりますけれども、やはり射幸性を煽るようなやり方といっうのは、今後、改めって頂きたいと言っわざるをえません。

藤田：ここは自分たちできっちりやるしかないといっうことですね。この辺りはどうでしょうか。先ほど事例でも説明があっりましたけど、どう思っわれますか？

佐久間：さきほどもお話ししたかと思っうんですけど、我々業界に対しては著しく射幸性をそそる内容のもの、あるいはそっういっったサービスに結びつっくようなものはダメだと言っわれているんですけど、それは一体どういっうものなんだっという基準作り、線引きといっうのをせなっずに来っってしまったのかなといっう感覚はあっります。要はこれはダメで書いってないからいいんじやないか、向こっうの店と比べてどうなんだ、っという場当たり的な対応をずっつと続っけてきってしまった結果、何が射幸性をそそる広告といっう解釈に当たるのか、といっう積み重ねと線引きの基準を作る努力は無かっったんじゃないかなと、今回の作業しなっがら感じていったところではあっります。

藤田：今、業界の中で広告協議会といっう団体がその辺の検討を始められておっいますから、これはひとつ良い方向の動き

なんでしょうかね。わかりました。では、次、7つ目の賞品に関するところ。

三堀：賞品に関しては、一般には景品と言われていますが、賞品は等価性の問題ですね。市場価値のある景品、賞品、物品を提供しているかという問題があります。ただこれについては、東京みたいに金賞品を使っている場合には、逆に固定価格であることによって、逆に等価性から外れてしまう。いわゆる金の取引価額と乖離してしまうという問題が発生しております。それ以外のものについては、例えばオープン価格で実際の定価がないものがありますね。あるいは型落ちして安くなっているものとかありますね。あるいはただ単に一般的に値崩れして、百貨店以外では全部安くなって物とかありまして、値段がですねバラバラになっている。一物一価という言葉が警察が使いますがけれども、現実は一物一価は理論上でしかなくて、ありえないんですよ。ですから、そういう面ではもうちょっと等価性の基準に関して言えば、ネットでこれくらいの価格で売られていた、というものはですね、例えば傷物を安く売るとかですね、いわゆる決算処分で安く売っているというものでなければ、例えば型落ち、例えば陳腐化、これは型落ちみたいなものですが、安くなったものについてはその安くなった価格が実証できるのであれば、価格を下げた提供価格で賞品として提供してもいいんじゃないか、という部分がまた一つあるとおもいます。

それともうひとつ、賞品についてはやはり換金の問題が避けて通れません。この点に関しては IR の問題が議論されると共にですね話題に上がってきた、いわゆる依存問題ですね。依存問題という切り口からすると、パチンコはギャンブルと同列の扱いになってしまっている、という部分があって、これは警察が国会答弁で景品を第三者が買い取るという私たちは関知していません、というような答弁で逃げるのは許されなくなってくるだろう。もっと実態に踏み込んだところによってくるだろうということになってくると、やはり三店方式をきちんと守っているか否かというのが、今後の換金の問題についてやはりポイントになってくると思います。この点に関しては7月でしょうか、衆議院で当時の山下保安課局長が共産党の田村さんという女性の衆議院議員の質問に立った時に、結論から言うと、パチンコの景品買取所については古物商の許可いらぬということ明言されました。古物商の許可はいらぬということはどういうことかという、古物商なしで存在することを認めるということですね。古物商許可なしで現状を認めるということです。それは現状の買取所を認めるということですから、この現状の古物商をなしでやっている買取所は、独立性を以て、自らの計算、損得によって景品を買い取り、それを景品集荷業者、問屋に売るのであればそれを認めるという風に理解できるのでないかと考えております。ということは将来的にもこの三店方式前提に警察は換金の問題に取り組んでいくだろうと。ただし、それを守っているかどうかという点については厳しくチェックしていただくというのは言えると思います。以上です。

藤田：ありがとうございます。この景品の問題は非常に大きい今後の課題にはなるかと思うんですけども、今の国会答弁等を考えると三店方式をきっちりやれば、すぐすぐどうこう言われることはなさそうだと。ただ逆に守っていないと何が起るかわかんないぞ、と言うということでしょうか？

三堀：そういうことになりますね。三店方式はいかんど、という事にはならないと思うんですよ。逆に言うと。

藤田：はい。この点に関しては PCSA としてもずっときっちり守っていきましょう、というのは言い続けているところですので、先生のおっしゃることは私共としては非常にありがたいことかなと思うんですけど、逆にまだそれが業界全体としては守られていないところがある、ということが非常に大きな課題かなと思われまして。では8つ目、最後のポイントですけど、補償に関するところ。

三堀：これはまあ、補償というのは先ほど佐久間さんの言ったことにつきますね。出玉補償、閉店補償、確変補償というのは、これは出ない玉に対して景品をあげるということになりますから、本来なら期待権に対し、て出玉があるはずなのに時間切れで終わっちゃいました、というような場合には、その部分を補償してあげるよっていうのも契約自由の原則の中では OK なんですけど、これは風営適正化法の中ではダメだということになりますので、できないということになります。ただ、故障した場合ですね、この場合は民法のいわゆる遊技に関する契約、遊技約款上の債務不履行になるわけですから、極端なこと言えば民法上は金銭賠償が原則ですから、金銭でお客さんに損害賠償したって OK だと。損害賠償は金銭です、というのが原則ですから。玉じゃなくて金銭で出すのも OK だということになるとは思います。

藤田：今の最後の所だけちょっともう一度聞きたいんですけど、それは遊技約款にちゃんと載せておく必要があるんでしょうか？

三堀：言葉が足りなかったかもしれません。遊技約款で例えば故障しても出玉で補償するだけです、って書いてあれば玉でもらうわけです。あるいは出玉相当の景品でしか賠償しません、と書いてあればそうなるわけだけど、遊技約款に故障した場合の補償について何も書いていなかったら、民法の原則に立ち返って「金払え」と言われたら払わざるを得なくなってくる、という事になります。債務不履行ですから。

藤田：普通に営業的に守るという意味では書いておいた方がいいということですか。

三堀：営業的にはそういうことになりますね。

藤田：わかりました。この辺りは民法とか、それぞれ風適法の絡みで処理が難しい部分なんですかね。

三堀：風適法の方では故障した、いわゆる風俗営業者が客に対して債務不履行を起こした場合については何も書いてないですよ。要するにあの風営適正化法では、お客さんに対し何も義務を課してないですよ。18歳未満の人の立ち入らせは禁止ですよ、でも立ち入りは禁止じゃないですよ。それはなぜかと言うとホールだけは義務を負ってお客さんは義務を課されていないという、ちょっと変わった法律ではあると言うことはありますね。

藤田：ありがとうございました。今日、8つの課題を挙げさせていただきました。それに対してのこの法律家の立場から三堀先生から色々意見をいただきました。これに関しては実際にこの業に関わっている私共の立場として、それを聞いてどう処理していくかというのは今後大事なことだと思います。今回、本をまとめられたお三方にもこの辺り課題について、これまた8つ話すと全く時間が足りないので、どこか気になったところを一言ずついただきたいと思います。荒田さんいかがでしょうか？

荒田：今、先生がお話した中で、ソフトローと法律を合わせて、その不具合とか不都合を単体で話すのではなくて、この業界全体で話し合える、もしくは協議し、意見交換する。それらをもって変えていく、変えていかなければこの業界の将来は厳しいのではないかと。やはり協議、検討ですね、これを徹底的にやる上で、今回のハンドブックを含めて、その方向性、もしくは羅針盤的な役割になれば幸いと考えております。以上です。

藤田：はい。では生島さんお願いします。

生島：本をまとめている過程で、様々な項目のルールをこうやってまとめてみると、全体通して感じたことは、その瞬間瞬間の部分最適でのちょっと付け焼き刃的なそのルールの補完というものの積み重ねが、結果として今のような全体としては分かりづらい構造になっているのかな、っていうのはすごく感じます。そういったものを解きほぐして解決していかなければ、業界の成長というのは望めないのかなと思っていますので、そういった点では荒田さんがおっしゃっていた通り、様々な方の意見だとか聞きながら議論を深めて解決策を練っていくって事が本当に必要なことだと思います。以上です。

藤田：ありがとうございます。

佐久間：業界全体、それからまた行政についてもいろいろ課題があるところとは存じておりますけれど、特に広告宣伝とか賞品の問題については、個々の企業でも改善を検討する余地が色々あるのではないかなということをも感じております。あとはせっかく作った本ですので、社員に対してどう有効に使ってもらおうかなと、そここのところもひと工夫する必要がありかなと思っています。

藤田：ありがとうございます。最後にまとめに入らせていただきたいと思います。お手元にあるレジュメを読ませていただきます。業界が抱える課題を解決し、産業として存続・発展していくためには経営者のみならず従業員も一体となったホールがの主体的な行動を取り組みが必要だ。今回、この勉強会を通じての大きなメッセージの一つとしてここは挙げさせていただきたいと思います。この勉強会をやるにあたって検討会をやっている中で出てきた話として、すでに行政側からボールは投げられているよと。だけど私たち業界がそれに対して答えていないことが多々あると、先ほど生島さんの話にもあったように部分最適、その時その時でこれだけはあるので対応することはしていても、もっと全体としてやらなければいけないことがあるけども、つついそれは先延ばしにしてきてしまったのが今なのかな、と思います。そういう意味では現場のみならず、経営者の皆さんも一緒になって、全体として、これはホールのみならず、メー

カーならびに流通業者の皆さんと一緒にやっていく必要があるかと思うんですけど、こういう対応やっていく時期に差し掛かっております。

ふたつめとして、そのためには複雑で分かりにくい業界を取り巻く法律や自主ルールなどを正しく理解し、課題などについて共通認識を持つと。今回このような本を出したことをきっかけにこのような場が持っていますけども、今後、もっと色々な場を作って、法律をちゃんと理解し、あるいは先ほどの自主ルールも含めて、こういうことはちゃんとやらなきゃいけない、あるいは、こういうことを今後課題としてやっていかなきゃいけない、というのを業界全体としてやっていく機会をもっともつと作らなければ。かなり複雑ですよ、正直言います。こういう立場で結構わかっていても、今回こうやって聞いていると、まだ知らなかったことがいっぱいあったな、あるいは勘違いしていたことがあったというのは実態なので、本当に末端の現場で働いている人達にも理解してもらえるような努力は必要かなと思います。その上で課題の解決、解消に向けた議論や討議を行う行動をとると。先ほど、ボールを投げられていますと、そのボールをいかに返していくかというのが私共の次の大きな課題かと思います。最後に、今後のハンドブックの改善ポイントというところ、これは荒田リーダーからよろしいでしょうか？

荒田：まずは今後のハンドブックの改善ポイントという、今までの反響と意見と要望を合わせるとこういう様な課題が出ているという事です。当法律問題研究会はハンドブックの作成、もしくは改訂が仕事ではございません。本来こういうようなテーマについて、現状 3 名のメンバーがいます。この他にも 12~13 名が常にて毎月一回で部会の中で意見交換をして、その意見の中で疑問になった点については時折三堀先生にご意見をいただいているという事です。それらを踏まえながら今回、先ほど概要の部分で整理したのが、ここが課題になっている、不足じゃないかという意見です。

自主規制。先ほど先生のおっしゃったソフトローですね。ここはすごく重要ですので、この本に載せられなければ、各店舗にいろんな要綱、規約があるので、その店に保管できるような、そういう環境を PCSA は発信していくとか、各種手続きも、書き方というのは決まっていますので、それらを踏まえて、店舗または責任者が認識できるようにすればよい訳で、必ずしもすべてここに書かなくてもいいと思います。それらを踏まえて、今後のルール、法律を解説できるような次回の改善マニュアルで補足できるようにこのメンバーで勉強しておりますので、前回もお願いしてありますが、オブザーバーでも結構ですので、法律問題研究会に出席していただければ、こういうようなやり取りを毎月しておりますので、是非ともご参加の程よろしく願いいたします。

藤田：一通り終わりましたが、あと一言、言っておきたいという方がいらっしゃれば。

三堀：本を使う人の立場からすると、やはり索引があった方がいいでしょうね。僕、実務書を買う時はいつも索引から読むんですよ。索引が付いている本ややはり使い良くて、目次もあれでいいんですが、索引があると丁寧に作ってあって作って使いやすいので、そういう見方をする人もいるということを一応お伝えしておきます。

荒田：補足なんですが、今回三堀先生が書いているプレイグラフの 11 月号にこういう事が書いてあります。風適法の解説書、実務書、それぞれの特徴という事。今までハンドブックとか法令集とか、色々ありますが 8 つほど紹介されています。PCSA のハンドブックは 8 番目です。この 8 番目の中で自分は考えていた段ですが、使い勝手がいいの一番いいんですが、その他に法的根拠が必要じゃないかと。そして一番必要なのは使用頻度じゃないかと思いました。使用されないといけませんから、先ほど先生がおっしゃったように、使い勝手が良く、法的根拠があって、使用頻度の高いハンドブックになってくれれば、これは見づらいんですけど各種ハンドブックのイラストがあるんですね。そして、誰かが鉢巻をして、さあどれを見て勉強しようかなというイメージなんですが、僕はこれを見て 8 番目の PCSA ハンドブックが一番使用頻度が高くて使われていけばいいんじゃないかなという風に思いましたので、索引も含めてぜひともよろしく願い致します。

藤田：ちょうど時間となりましたので、今日の勉強会はこれで終わりにしたいと思います。長い時間ありがとうございました。

以上



**Pachinko Chain Store Association**

**一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会**

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目14番4号プレリ-銀座ビル5階  
TEL 03-3538-0673 FAX 03-3538-0674  
URL <http://www.pcsa.jp/> e-mail [info@pcsa.jp](mailto:info@pcsa.jp)